

年金受給資格期間が10年に短縮 新たに約64万人の受給者が

現行の年金制度では、
老後の年金の「受給資格期間」は原則「25年」とされてきましたが、平成29年8月1日から「10年」に短縮されることになりました(以下「10年年金」といいます)。これによ

って、新たに約64万人の方が老齢年金の受給資格を得ることになるとされています。
これまで、年金の支給開始年齢になっても、受給資格期間を満たしていないため年金を受給できなかった無年金者やその予備軍の方にも受給できる可能性がでてきます。



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

今が旬の情報提供を

～第6回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

高齢者の無年金者を救済

平成29年10月から支給開始

将来の無年金者の発生を抑えていくという国会の決議により、受給資格期間を短縮し、本人が納付した保険料に応じた年金支給ができるよう改正されたものです。年金額は保険料の納付要件により

ますので、10年の期間だけでは決して大きな額にはならないかもしれませんが、将来数年、あるいは数十年受給していく上で大きな資産となりますので、まもなく改正される内容をまとめてみます。

まず、今回対象となる10年年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金およびそれらに準ずる旧法の老齢・退職年金です。障害年金や遺族年金は、もともと短期間の加入でも一定の要件(保険料納付要件)等を満たせば支給されるため「10年」短縮の対象とはならないことが注意です。

次に、10年年金の受給期間に

関するスケジュールは次の通りとなります。
・平成29年3月～7月 対象者に年金請求書の送付・受付
・平成29年8月

法律施行
・平成29年10月 年金振込開始
年金加入期間が10年以上25年未満の受給資格期間がある方で、年金受給開始年齢を過ぎていた方に対して、年齢の高い方から順に、「短縮用」と記載された黄色い封筒で送付されています。本コ

喜んでばかりいられない資格取得

低額受給、遺族年金の無支給に注意

最後に、注意事項としては次の点が考えられます。

一つ目は、今回の受給資格期間の10年短縮は、高齢者の無年金者救済が主な目的ですので、今後10年の受給資格期間だけ満たし、その後国民年金の保険料を納付しない場合は、低額年金となってしまいます。継続的な納付を心がけていただくことが、将来に向かっての増額につながります。

二つ目として、対象となる年金は老齢年金ですので、10年の受給期間を満たし、新たに年金を受給された人が、その後死亡しても遺族年金は支給されません。遺族基礎年金・遺族厚生年金の長期要件(年金受給権者の死亡または年金受給期間を

満たして死亡した場合)を満たして死亡した場合、死亡した時点で死亡した場合、10年の受給資格期間を満たした人が平成29年8月1日以降に年金を請求せずに死亡した場合に未支給年金がもらえる場合があります。

フル脱稿時点では、ほぼ該当の方には発送が終わっている状況と思われるため、送付された年金請求書は、法律の施行日前(8月)でも申請が可能となっております。

申請後の年金の決定は、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されますが、

以前の年金を遡って受給することはできません。また、平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満かつ60歳以上の方で、10年の資格期間がない方も、ご本人申出により「60歳以上70歳未満」の期間に国民年金保険料を納める「任意加入制度」により、年金を受け取れる可能性があります。対象となる方は、お近くの年金事務所や街角年金センターにご相談されることをお勧めします。

このように、無年金の方を救済するにあたり、様々な措置が取られるわけですが、現段階で該当しそうな方であってもこの通知が届いていない方がいらっしやるとすれば、基礎年金番号が正確に交付されているか、住所、氏名が正しく届出ているか、年金記録が統合されているかなどが考えられます。日本年金機構では、本年1月の住基ネットの情報に基づいて送準備を行ったことですので、情報が正確でない場合は送られていない可能性もあります。

知らなかったではもったいないですので、せっかくの制度改正、またせっかくのご自身の過去の記録を無駄にしないためにも、再度周りの方に周知をお願いしてみたいかがでしょうか。

「保険業界向けセミナー好評開催中！」

・東京：8月24日(木)
・東京：9月14日(木)

(一社)公的保険アドバイザー協会 理事 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>